



Queen Mary University of London
School of Law



Kobe University
Graduate School of Law

Kobe and QM Seminar on International Law 2015

International Economic Law and Transnational Law: A Socio-Legal Perspective

Roger Cotterrell

Anniversary Professor of Legal Theory, Queen Mary University of London, UK.

9 April 2015 16:00-17:30

Venue: Room 120, the Second Building of Faculty of Law, Kobe University

|||||

【要約】

国際経済法（IEL）と出現しつつあるトランスナショナル法との間には、如何なる関係があるだろうか。トランスナショナル経済ネットワークは自らの規制期待及び規制実行を形成するが、これとの関係で IEL を検討するのが有益だろうか。この作業は、国家、条約、国際機関によって形成される「トップ・ダウン」法を、コミュニティー・ネットワークにおける規範的理解という「ボトム・アップ」法創造に対峙させることになる。本報告では、トランスナショナル経済関係を規律する法の性質、権威および正当性の根拠を、こうしたアプローチが如何に明らかにするのかを検討する。また、トランスナショナル私法の近時の分析に触れつつ、その IEL との関連性を検討する。従来の二分法—「公的」と「私的」、規制における「専門家」と「非専門家」、法形成の「トップダウン」と「ボトムアップ」—は、こうした視点で捉え直される。このアプローチは、IEL の大問題—規制側が被規制者の経験と志望から乖離していることを如何に無くするか—も重視する。

|||||

【紹介】

Roger Cotterrell 先生は、ロンドン大学クインメアリ校の法社会学・基礎法学の教授であり、世界的に有名な先生です。近年は「トランスナショナル・ロー」(transnational law) の研究をされています。近年、国家以外の主体（企業や個人）を対象とした法分野が拡大しています。例えば、国際刑事法、国際投資法、国際人道法、国際人権法などです。これらの分野では、伝統的な「国際」法 (inter-national law) ではなく、「トランスナショナル」法 (国境を超える法) を考える必要があります。今回のセミナーでは、Cotterrell 先生をお招きして、「トランスナショナル・ローと国際経済法」についてご講演していただきます。初めて「トランスナショナル法」について聞く人も、是非、積極的に参加し、遠慮なく質問をしてください。45 分の報告の後、45 分の質疑応答の時間を設ける予定です。

玉田大（神戸大学大学院法学研究科教授）